

令和2年度事業計画

○公益社団法人下松市シルバー人材センター

1 基本方針

我が国の経済情勢は、これまで雇用・所得環境の改善や内需の持ち直しにより緩やかに回復しているとの見方を示していましたが、新型コロナウイルスの感染拡大により個人消費や企業活動に悪影響が出ており、景気の先行きも不透明な状況となっています。

一方、国が推進している働き方改革においては、高齢者の就業促進を含めた「一億総活躍社会」を実現していくための担い手としてシルバー人材センターに大きな期待が寄せられていますが、シルバー人材センターを取り巻く環境は、民間事業所での適正就業の推進、雇用の延長等により、従業員が定年後も企業に留まるなど、新規入会会員の確保が厳しく会員数の減少が続いています。これは全国のシルバー人材センターに共通の問題であり、会員の拡大は喫緊の課題となっています。

このため、公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会が策定した会員100万人達成計画に示された目標に向け、会員の拡大に取り組んでいく必要があります。

当センターとしては、活力ある高齢者社会を支える公益社団法人として、また地域からの信頼と期待に応えるため、健全な財政基盤の確立・効率的なシルバー事業の展開を図りながら、会員の拡大、就業機会の確保・拡大等に努め、高齢者の多様な就業・社会参加の促進を図っていくこととします。

2 事業計画

(1) 会員の拡大

- ① 毎月1回の定期的な入会説明会の充実を図り、就業人員の拡大につながる新規会員の確保に努めます。
- ② 会員1人1会員獲得運動として、会員の口コミ活動等による会員の友人・知人への積極的な入会勧誘により、新規会員の獲得に向け、会員と役職員が一丸となって取り組んでいきます。
- ③ 福祉・家事援助分野に対応するため、女性会員の確保に努めます。

(2) 就業機会の確保・拡大

- ① 公共団体、民間事業所、一般家庭から就業情報を収集し、就業機会の確保に努めます。
- ② 適正な事業運営に取り組むとともに、労働者派遣事業の推進を図り、就業機会の拡大に努めます。

- ③ 職業紹介事業の推進を図り、就業機会の創出に努めます。
- ④ 会員・役職員による就業開拓を促進します。
- ⑤ 独自事業の「正月飾り制作班（輪飾り班・門松班）」、「木工品製作班」、「布倶楽部」、「ハーブの会（軽食事業班・スイーツ班）」の事業活動推進のため、体制強化と受注の拡大に努めます。

（3）安全・適正就業の推進

- ① 安全委員会等での審議を基にした「安全就業基準」や「安全就業基準指導要綱」の周知徹底を図り、『事故ゼロ』を目指します。
- ② 「安全・適正就業推進大会」を開催し、会員の安全及び適正就業への意識の向上に努めます。
- ③ 「適正就業基準要綱」に基づく適正かつ公正な就業の推進に努めます。
- ④ 就業相談窓口を活用して、就業の適正化に努めます。

（4）普及啓発活動の推進

- ① 市広報やホームページの活用、また、行政等が開催する行事に積極的に参加し、シルバー事業の効果的な普及啓発活動を推進します。
- ② 「シルバー事業普及啓発促進月間」にボランティア活動と啓発用チラシを配布し、地域社会に広くシルバー事業の浸透を図ります。
- ③ 「下松市シルバー人材センター グラウンド・ゴルフ大会」が、市民と会員との交流の場であるとともに、シルバー事業の普及啓発の場となるよう努めます。
- ④ 会報「星のさと」及び「事務局だより」等を会員及び関係機関等へ配布し、情報提供と普及啓発に努めます。

（5）組織体制の充実・強化

- ① 公益社団法人として法令遵守に努め、活力ある地域社会づくりに寄与します。
- ② 「第三次中期基本計画」の目標達成に向けて各種事業の取り組みを推進します。
- ③ 理事会及び各専門委員会等の効率的な機能強化に努めます。
- ④ 事務局機能の効率化・簡素化を図りながら、会員主導型への事業展開を推進します。

（6）講習会・研修会の開催

- ① 地域社会からの多様なニーズに対応するため、講習会・研修会への積極的な参加促進を図り、会員の資質の向上に努めます。
- ② 会員・役職員を対象とした研修会及び親睦会を開催します。

○下松市勤労者総合福祉センター

1 基本方針

- (1) 指定管理者制度に基づく指定（令和元年度～令和5年度）を受けていることに伴い、制度の趣旨を踏まえ、より一層の利用者の拡大と健全な運営に努めます。
- (2) 勤労者の福祉の充実と勤労意欲の向上を図る施設として、有効な利用促進を図ります。
- (3) 行政機関や各種団体、一般市民との協力関係を構築しながら、健康の保持、体力の増進、教養文化の向上を図るとともに、職業支援事業の推進と施設の安全・円滑な管理運営に努めます。

2 事業実施計画

(1) 施設の利用促進

- ① 設置目的に沿った公平な利用促進を図ります。
- ② 市広報等の活用、パンフレット等の配布による広報活動を積極的に展開し、利用拡大に努めます。
- ③ 施設・設備の良好な維持管理のため、日常点検及び定期点検を実施し、利用者の安全に努めます。

(2) 体力づくり

健康の維持管理や体力増進の場として、また、スポーツ教室、体力づくり指導教室の場として、体育室とトレーニング室の利用促進を図ります。

(3) 教養文化

自主事業の開催、自己啓発のための趣味、創作活動の講座・教室の開催を支援し、施設の利用促進を図ります。

(4) 就業支援

就職情報を提供し、職業技能講習会の場として利用促進を図ります。

3 自主事業

- (1) 書道教室
- (2) ペン習字教室
- (3) 大正琴教室
- (4) フラワーデザイン教室
- (5) オカリナ教室
- (6) 囲碁・将棋同好会（囲碁・将棋大会を開催）
- (7) 体操とトレーニング機器使用教室
- (8) 姿勢ボディバランス体操教室
- (9) 百歳体操